

発表日 2024/03/29
タイトル 食品表示に係る合同監視指導の結果
担当 健康福祉部生活衛生局衛生課
連絡先 食品監視班 TEL 054-221-3358



食品表示に係る合同監視指導の結果

1 要旨

食品表示は、食品表示法や景品表示法など複数の法令等が関係しています。食品表示に関する監視指導を効果的に行うため、県が定めた「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」に基づき、関係機関が連携し、スーパーマーケットや精肉店等の食品関連施設を合同で監視指導しました。

2 実施機関

実施機関	担当部局等	関係法令等
静岡県	健康福祉部（衛生課、保健所）	食品表示法、米トレーサビリティ法
	くらし・環境部（県民生活課、県民生活センター）	景品表示法
	経済産業部（お茶振興課、林業振興課、農林事務所）	食品表示法、静岡県茶業振興条例
静岡市	市民局生活安心安全課	食品表示法

3 調査結果の概要

(1) 調査期間

令和5年5月～令和6年3月

(2) 調査対象

対象施設	調査施設数	調査食品数	うち指導	
			うち指導	割合
食品関連施設	103	4,776	225	4.7%

(3) 主な不適正表示の内容

令和4年4月から完全施行となった加工食品の原料原産地表示に対応していない表示があったほか、原材料と添加物を明確に区分していないもの、表示の文字の大きさが規定より小さいものなどの不適正表示に対し、口答指導を行いました。

4 今後の対応

不適正な表示は、調査対象食品の4.7%で確認されました。引き続き監視指導を実施していくとともに、事業者が最新の食品表示に対応できるよう、講習会等を通じて適正な表示を推進していきます。